

第10回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和2年4月10日（金） 15:00～15:30
- 2 開催場所：三重県庁3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、野呂雇用経済部副部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、岡警察本部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、辻四日市市健康福祉部長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

議題1 基本的対処方針（令和2年4月7日改正）における「まん延防止」対策の主な内容について

（服部危機管理統括監）

- ・第10回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を開催する。
- ・基本的対処方針におけるまん延防止の対策について医療保健部から説明をお願いする。

（三木医療保健部次長）資料1により説明

- ・3月28日に国対策本部において示された基本的対処方針が4月7日の緊急事態宣言を受け大幅に改正された。
- ・特にまん延防止策の部分が改正されており、「接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」とされている。
- ・そのために、外出自粛の要請、施設の使用制限の要請・指示を行う。外出自粛要請については新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」）第45条1項に基づいて行い、その効果を見極めたくうえで法第45条に基づき、施設の使用制限の要請・指示等を行うこととされている。
- ・職場への出勤は外出自粛要請から除かれるが、特定都道府県はテレワークを協力を推進する。
- ・現にクラスターが多数発生している繁華街の接客を伴う飲食店等については、

年齢を問わず強く外出自粛を促すとともに、まん延の状況等をふまえ、域内のみならず域外への外出も対象とする。

- ・飲食店等におけるまん延防止対策については、「3つの密」が重なることがないように所要の感染防止策を講じることとされている。
- ・都道府県および市町村においては、「3つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を地域での感染状況及び医療提供体制をふまえ的確に打ち出すこととされている。

議題2 患者数の大幅な増加に備えた医療体制の整備について

(服部危機管理統括監)

- ・患者数の大幅な増加に備えた医療体制の整備について、医療保健部より説明をお願いします。

(中尾医療保健部副部長) 資料2により説明

- ・患者数の大幅な増加に備え、医療機関や関係機関との調整を進めている。
- ・患者の受入れについては、感染症病床の24床に加え、一般病床100床程度の受入れを依頼している。併せて、地域別での受け入れ態勢や地域を越えた全県域での重症患者の受入れ体制など症状に応じた患者を受け入れるためのルールづくり、医療機関の負荷が過大になる前の宿泊施設の活用に向けた調整を進めている。
- ・医療体制の整備や医療機関等への受入れを円滑に進めるため、医療保健部長を本部長とする「三重県新型コロナウイルス感染症医療調整本部」を本日(4月10日)設置する。
- ・調整本部内に救急や集中治療、感染症等の専門家である「新型コロナウイルス感染症医療コーディネーター」を配置し、受入れを円滑に進めるための助言等をいただく。
- ・調整本部を核として、感染症指定医療機関や一般病棟を有する病院、県医師会等関係団体等と緊密に連携して進めていく。

議題3 各部局の対応

(服部危機管理統括監)

- ・各部局の対応について説明をお願いします。

(日沖防災対策部長) 資料3により説明

- ・事務局体制について、本日(4月10日)から、防災対策部を始め他部局からの異動者も含め、45名体制となった。併せて、本部体制も本日より部局横断型としたので、今後の対策への対応についてよろしくお願ひしたい。

(岡村環境生活部長)

- ・緊急事態宣言の発出をふまえ、対象となった7都府県を含め県外からの来館者等による県内での感染拡大の防止のため、明日(4月11日)より総合博物館、県立美術館、斎宮歴史博物館を休館とする。
これら3館において、予定していた春季企画展については開催の可否を含め、検討中であり、詳細を後日発表する。
再開は5月12日を予定しているが、状況に応じて変更となる可能性がある。
- ・休館に伴い、総合博物館で行っている特定歴史公文書等の利用請求の対応につきましては、郵送、ファックス、メールによる受付を行う。
- ・図書館についても3館と同様の期間休館するが、感染リスクを考慮しつつ、可能な範囲でサービスを継続できるようインターネットや電話での本の貸し出し予約を受け、事務所で貸し出しを行うこととする。

(大橋子ども・福祉部長)

- ・状況把握の方法として、生活困窮者の自立支援機関への相談件数、緊急小口資金の貸付の申請だけでなく、生活保護の申請件数や、児童虐待相談件数、DVの相談件数を週単位で本庁にて把握する。
- ・潜在的な声を拾う必要があり、地域機関、本庁各課、市町、県民からの声を全て本庁にて一元的に集約していく。

(前田農林水産部長)

- ・緊急事態宣言を受け、農業者、林業事業者、水産業の皆さんに、改めて感染予防の徹底について通知を行った。

(紀平総務部長)

- ・在宅勤務要綱の改正について、各部局に通知を行った。
- ・三重県庁においても感染拡大防止に向け危機感をもって取り組んでいくため、在宅勤務の活用、時差出勤、会議の延期や中止、週休日の振替勤務など、職場での3密防止に取り組んでいただきたい。

議題4 知事指示事項

(鈴木知事)

- ・昨日(令和2年4月9日)、三重県内において新たに2名の新型コロナウイルス感染症患者が発生した。当該2名の方の行動歴は現在調査を進めているところだが、首都圏から来られた方との接触歴があることから、感染者数が増加し、感染経路不明の患者も多く発生している地域との往来が感染経路である可能性が高いと考えられる。

また、愛知県内では直近3日連続で20名を超える新規患者数が発生し、感染経路不明者が多数確認されている。岐阜県においても新たなクラスターが

発見されており、前の週から感染者数が2.5倍となっている。愛知県、岐阜県でそれぞれ県独自の緊急事態宣言を出されたところだが、4月6日に東海3県知事テレビ会議においても、愛知県、岐阜県、三重県は人の往来が多く、生活・文化圏が重複することから、3県で連携して取り組んでいくことを確認したところだが、現在の愛知県、岐阜県におけるこのような感染拡大の状況等を鑑みれば、今がまさに、3県が連携し、一致団結して取り組んでいくときである。

- ・指示事項として8つ申し上げる。
- ・愛知県、岐阜県における感染者増加の状況や感染経路不明患者発生の現状に鑑み、愛知県、岐阜県と三重県は生活・文化圏を一部共有していることから、これまで緊急事態宣言が出されていた7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象としていた出張・研修の中止等の対応について、愛知県、岐阜県を新たに加え対応すること。さらに、当該9都府県への派遣者については、5月6日までの間、不要不急の帰省をしないよう、所属を通じて周知徹底すること。
- ・現在開館している県有施設についても、県外からの来館者が見込まれる施設については、原則休館を検討すること。ただし、県民生活への影響、施設が担う県の機能維持、その他社会的役割を勘案し、やむを得ず開館する施設については、感染拡大防止対策を徹底したうえで、必要な機能のみに限定し開館すること。
- ・近隣県において急速に感染が拡大している状況や、県内においても感染者が確認された地域が拡大している状況を踏まえ、広域移動の多い県立学校及び県立特別支援学校について臨時休業を早急に検討すること。

なお、検討にあたっては、児童・生徒に対し、臨時休業期間中の過ごし方や学習方法などを伝え、保護者が少しでも準備できる時間を確保するよう十分に配慮すること。ただし市町に対しては、一律に調整を行うのではなく、感染のリスクに合わせて、それぞれで判断されるように配慮すること。
- ・本日設置した「新型コロナウイルス感染症医療調整本部」を最大限活用し、感染症指定医療機関や県医師会等関係団体等とも緊密に連携のうえ、感染症患者について、症状や地域に応じ、きめ細やかかつ速やかな受け入れが可能となるよう、万全の態勢整備を進めていくこと。
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局機能を拡充・強化し、各部局横断型組織として再編したことから、これまで以上に各部局が一丸となって、新型コロナウイルス対策に最優先で取り組むこと。
- ・4月7日に発表された国の緊急経済対策では、感染拡大の防止や医療提供体制の整備、雇用の維持や中小企業・小規模事業者等への支援などが示された。当

該経済対策の内容を早急に精査し、関係団体や市町、県民から寄せられる声などもふまえて、県としての追加的な対策を速やかに検討すること。

- 新型コロナウイルス感染症については、SNS等により患者個人の特定につながる内容や人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先の風評被害が懸念されるような情報が現在も見受けられることから、引き続き、各部局においては、あらゆる機会を活用し、差別や偏見が絶対に行われぬよう呼びかけるとともに、県民の皆様の不安解消の観点からも、正確な情報を迅速かつ的確に発信すること。
- 新型コロナウイルス感染症の発生状況に関する情報はもとより、感染拡大防止に向けた県民への広報をこれまで以上に強化すること。

(服部危機管理統括監)

- 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- 以上で本部会議を終了する。